

令和2年第2回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和2年 6月12日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。

本日、令和2年第2回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

これより、令和2年第2回川本町議会定例会を開会いたします。

それではただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして、3番圓山議員、4番本山議員を指名します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配付しております、「審議予定表(案)」のとおり、本日12日から17日までの6日間とし、本日は諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑を行ないます。

々

なお、「議案第34号」については、本日、討論・採決までを行う予定です。

々

本会議終了後、引き続いて全員協議会を開催し、その終了後、大会議室にて議会運営委員会を開会する予定としております。

々

15日は、休会とします。

々

16日は、午前9時30分より一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

々

最終日の17日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論を行い、そして採決となります。

々

以上、この予定表(案)のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

々 よって、本定例会の会期は、本日12日から17日までの6日間とすることに決定いたしました。

々 なお、一般質問の通告は、本日の午後1時までとしておりますので申し上げます。

々 お諮りいたします。
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。

々 これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、そのように決定いたしました。

々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。

々 以上で、「諸般の報告」を終わります。

々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。

番外野坂町長 皆さん、おはようございます。令和2年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」と言う）への対策について申し上げます。
この感染症の全国的な拡大に伴い、町では、2月に対策本部を立ち上げ、これまで計18回に渡り、国及び県の方針を踏まえた対応等を、協議・決定しております。
医療・福祉関係機関を交えた会議で確認した、集団感染の防止策や発生時

番外
野坂町長

の危機管理体制なども踏まえた、町としての対応を、その都度、告知放送やケーブルテレビ、ホームページや広報誌等を通じて、町民の皆様にお知らせし、ご協力をお願いしてきたところです。

この間、皆様には、学校の休業や施設の閉鎖に伴い、ご苦勞やご不便をおかけいたしました。

また、社会経済活動の自粛などに、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

5月25日に、緊急事態宣言は全面解除されましたが、感染リスクがなくなる訳ではないため、町民の皆様には、引き続き、「3つの密」を徹底的に避ける、などの基本的な感染症対策をお願いしているところです。

々

次に、国による経済対策と県の予算措置、及び町の補正予算について申し上げます。

政府は、感染症の早期収束と雇用の維持や事業の継続、生活の下支えを最優先に取り組む観点から、総額108兆円規模の「緊急経済対策」を決定し、そのための補正予算が4月末に成立しました。

さらに、5月27日には、約32兆円の第二次補正予算案を閣議決定し、今国会に提出されました。

県においても、これらの対策を受け、予備費による対応や知事専決処分による補正予算に加えて、第二波への備えとしての、医療提供体制の更なる強化や、経済活動の回復に向けた施策に取り組むための補正予算案を、6月定例県議会に提出されたところです。

町としましては、こうした国による対策や県の予算措置も鑑み、5月8日に、緊急に第一次対策として予算化いたしました。

この内、国による特別定額給付金につきましては、5月21日より支給を開始し、現時点で、約96%の町民の皆様のお手元にお届けしたところです。

また、国による持続化給付金の対象にはならない事業所向けの支援等につきましては、現時点では、20を超える事業所から相談を受けるなどしており、速やかな支給に向けて、手続きをとってまいります。

依然として、町民生活や町内経済に大きな影響が生じていることから、国が創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を主な財源として、第二次対策に必要となる歳出を、6月補正予算案としてとりまとめ、今議会に提出しております。

々

はじめに、「地域の命を守る」ための取り組みであります。

々

まず、災害時の避難所を増設し、避難者のスペース確保に向けて、簡易間仕切り等を整備するとともに、職員の分散勤務推進に向け、ファイルサーバーをクラウド化します。

また、町内に張り巡らされた光ファイバー網を活用した、テレビ電話を介

番外
野坂町長

しての、医療機関による高齢者や基礎疾患のある患者に対する遠隔診療を支援します。

さらに、小・中学校において、分散学習に必要な電子黒板を整備し、かわもと図書館には書籍消毒機を備えます。

々

次に、「暮らしを支え、守り切る」ための取り組みであります。

まず、在宅生活をしている障がい者について、相談専門員による安否確認を行うとともに、障がい者支援施設に対し、公共施設等の清掃や除草等を依頼することにより、就労を支援します。

また、特別支援学級が臨時休業する際には、利用が増加することとなる、放課後等デイサービスへの支援を厚くします。

さらに、小・中学校の1学期分の給食費は、保護者からは徴収せず、学校給食会に対して相応の助成をすることにより、休業期間中の家庭での経済的負担を軽減するとともに、臨時休校や分散登校となった場合の、児童生徒自らの学びの場の確保のため、学習塾への費用を助成します。

加えて、第一次対策で導入した町内事業者への支援を、このたびの第二次対策におきましても、一層推し進めてまいります。

その上で、町内経済を回復させていくために、特典付きのプレミアム食事券や商品券を発行し、飲食時のタクシー利用助成を含め、これまで手控えられていた、町内での消費を拡大してもらえるよう、支援してまいります。

また、緊急事態宣言期間中に休業した指定管理施設の道の駅・弥山荘・笹遊里・音戯館に対して、協力金を拠出することにより運営を支援するとともに、新たに、道の駅にテイクアウトコーナを設けます。

このほか、親元を離れて生活される本町出身の若年層の方々に、町産米とエゴマ商品等を届けることにより、町外での生活を応援します。

感染症の拡大に伴う、緊急事態宣言や社会経済活動の自粛などにより、町民の皆様の暮らしや事業活動に大きな影響が生じ、また、第二波も懸念されるなど、事態の収束は依然として不透明であります。

こうした状況を踏まえ、町民の皆様が厳しい生活を強いられている現状を少しでも実感し、町民目線での施策を実行していくためには、町政運営の責任者たる私は、本年6月の期末手当を受け取ることはできないと判断し、期末手当の特例減額を行うための条例案を、提案させていただいたところであります。

町としましては、引き続き、国や県、医療機関などと緊密に連携を図りながら、感染予防と社会経済活動の両立が、持続的に可能となるよう取り組むことで、町民の皆様暮らしを守り、雇用の維持と事業の継続を全力で支えてまいります。

々

令和元年度の予算執行は、5月31日をもって出納を閉鎖いたしましたので、決算見込み額についてご報告申し上げます。

番外
野坂町長

事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例会において、あらためてご報告することとし、今回は決算見込み額の概要について、ご説明させていただきます。

々

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。

歳入46億5,719万5千円に対しまして、歳出46億397万7千円となり、差引であります形式収支が5,321万8千円となっております。

この内、弥山荘をはじめとする公共施設改修事業等の、翌年度への繰越財源1,696万7千円を引いた、3,625万1千円が、実質的な余剰金として、次年度への繰越金となると見込んでおります。

なお、令和元年度末の基金残高は22億5,605万3千円で、地方債残高は48億8,069万9千円となる見込みであります。

特別会計の決算見込みにつきましては、簡易水道特別会計で60万円、国民健康保険特別会計で509万6千円、後期高齢者医療特別会計で1万円の余剰金が見込まれております。

このほか、農業集落排水処理事業の特別会計では、歳入歳出差引はありません。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々

まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

令和2年産米の作付は、昨年比6ヘクタールの減少となり、割当面積どおりの121ヘクタールになるものと見込まれます。

奨励品種の「きぬむすめ」は、昨年比約28%増の16ヘクタール、「つや姫」は、昨年と同規模の7ヘクタールとなっております。

今年度から、水稻生産面積の維持に向けた、集落を越えた広域的な組織連携による事業が実施できるよう、現在、地元や関係機関と協議しております。

県の事業により、先進技術であるドローンを共同導入し、作業の効率化に取り組む予定です。また、水田畦畔の除草作業を軽減させるため、農業法人の協力を得て、畦畔に芝の種子を吹き付ける実証事業を実施しております。

々

次に、担い手の確保について申し上げます。

昨年度、園芸に就くことを目指してUターンした研修生が、今年度から就農され、花卉生産の新たな担い手として期待しております。

また、担い手を必要とする企業での研修生の就農もあることから、今後も、新規就農者の受け皿づくりを図り、育成してまいります。

認定農業者を支援する、農業経営安定支援事業については、現在、畜産農

番外
野坂町長

家などからの申請を受けており、機械・設備への補助などにより、特産品や地域農業の振興につなげてまいります。

々

次に、特産品の振興について申し上げます。

本年のエゴマの作付け申請面積は、5月末現在で47件12.7ヘクタールですが、年度を通じては、前年と同様の、21ヘクタール程度の確保を見込んでおります。

昨年度は、梅雨明けの猛暑に襲われましたが、例年並みの安定した生育が見られ、平均反収が、前年対比で3kg増の36kgとなりました。

さらなるブランド化に向けて、県が今年度から創設した、産地創生事業を活用することとしており、エゴマ振興協議会と連携して、担い手の受け入れや生産の向上につなげてまいります。

々

次に、林業の振興について申し上げます。

昨年度から導入された森林経営管理制度を活用し、個人では経営が困難な、町内の2地区の森林について、所有者から経営管理権を受託予定です。

モデル的な事業実施により、適切な森林管理と林業の振興につなげてまいります。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

今年度も、地域おこし協力隊制度を活用して、地域課題に対応した新たなビジネスやものづくりなどの、起業を目指す人材を確保し、育成しております。

年度当初には、地域活性化センターかわもとに所属して、施設の活性化や観光の情報発信など、新たなニーズの掘り起こしにチャレンジする方々を受け入れたところです。

そのほか8名の方が、施設の活性化やものづくりなどの起業に挑戦しています。

々

次に、総合交流ターミナル施設の運営について申し上げます。

弥山荘は、新たな組織での運営再開後、1年が経過しました。感染症の拡大の影響により、本年2月から5月にかけて休業しましたが、それ以前では、概ね予定していた集客を確保することができたところです。

また、専決補正予算で緊急に実施した空調設備の改修が、予定より早く完了したことから、5月26日から営業を再開しております。

々

つづいて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、道路整備について申し上げます。

番外
野坂町長

町道事業では、誘致企業の株式会社三協川本工場への、進入路ともなる三原古市線については、5月25日に供用を開始し、残土処理場の整備を継続しております。

また、中倉日向線は、令和3年度中の完成を目途に、継続して工事を進めております。

災害対策事業では、三島三谷線落石対策工事を実施する予定となっております。

県道事業では、一般県道川本大家線、谷戸地内につきましては橋梁の下部工事が完成し、現在、上部工事が発注されております。

主要地方道仁摩邑南線、川本東大橋付近の落石対策工事につきましては、年度末に完了する予定となっております。

々 次 に、簡易水道について申し上げます。

々 久座仁から多田間の、配水管布設替工事を実施する予定となっております。

々 次 に、水防災・治水対策について申し上げます。

々 瀬尻・久料谷・谷・谷戸・日向地区の治水対策、因原・尾原地区の内水排除対策については、早期の事業化及び加速化について、引き続き、県選出国會議員、国・県に対し強く要望しております。

濁川堤防内にある陸閘門については、撤去及び堤防補強工事が、年内に発注される予定となっております。

々 次 に、地すべり、林地荒廃対策について申し上げます。

々 地すべり対策事業として、田窪地区を川本第2期地区として、工事が進められています。

また、林地荒廃防止事業として、川下地内、浄福寺地区の治山ダム工事が発注されており、10月末に完了する予定となっております。

々 つづいて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、環境衛生について申し上げます。

々 昨年度の邑智クリーンセンターへの搬入ごみの内、本町分は、全体の22.3%を占める1,116トン、前年度比15トン増となり、資源ごみ、不燃ごみは減少傾向にありますが、可燃ごみは18トン増えております。

廃棄物の不法投棄の早期発見や抑止に向け、昨年度、県が指定した重点監

- 番外
野坂町長 視地域には、監視カメラ等が設置されました。
引き続き、関係機関と連携を図りながら、発生の抑止や適正処理を啓発してまいります。
- 々 次に、環境保全について申し上げます。
- 々 平成16年から、イズモコバイモなど、希少野生植物の保全活動や普及啓発に尽力されている「川本町自然大好きネットワーク」が、今年度の『みどりの日・自然環境功労者環境大臣表彰』を受賞され、5月11日、役場において表彰伝達を行いました。
- 々 次に、防災・減災について申し上げます。
出水期が近づきましたが、感染症の拡大に伴い、今年度の災害避難訓練につきましては、各自治会と連携し、伝達訓練のみを実施することとしております。
また、災害時の避難所における感染症対策が、新たな課題となってきたことから、避難所の在り方を研究し、運営を改善することにより、複合災害に備えてまいります。
- 々 つづいて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。
- 々 はじめに、子育て支援について申し上げます。
- 々 感染症の拡大の影響を受けている、子育て世帯を支援するための、児童手当の受給世帯に対する臨時特別給付金については、別途申請が必要な方を除いた、対象となる145世帯全てへの支給が完了しました。
また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、平成29年5月より実施している、中学校卒業までの医療費自己負担分の無償化につきましては、このたび、保護者に対するニーズ調査結果等を踏まえ、対象年齢を18歳まで拡充したく、所要の補正予算及び条例改正案を提出していたしております。
- 々 次に、国民健康保険について申し上げます。
- 々 国保連の速報値によりますと、令和元年度の本町の一人当たりの医療費は、依然として県内で最も高い状況にあります。
引き続き、データヘルス計画の着実な実施等により、適正化に努めてまいります。
運営上、納付金を県に納めていく制度になっておりますが、その財源とな

番外
野坂町長

る保険税の今年度の税率については、国民健康保険運営協議会にてご審議いただき、据え置くことといたしました。

その上で、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、被保険者の人数に対して課す均等割額については、18歳までの子どもについて減免をたく、所要の条例改正案を提出いたしております。

々 つづいて、「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、学校教育について申し上げます。

々 小・中学校は、3月2日から24日まで、国の要請に基づき臨時休業としました。

その後、国の緊急事態宣言の対象地域拡大に伴う、県知事からの要請により、4月21日から5月17日まで、再び臨時休業措置をとることとなりました。

校内における感染症対策を講じた上で、5月18日から再開いたしました。既に、例年実施されております「全国学力・学習状況調査」の中止や、5月に予定されていた小学校の修学旅行の延期など、多くの影響が生じております。

また、本町の特色である「学び合い」による授業形態を一時休止することや、校内でのマスク着用など、一定の制約の中での教育活動となっております。

こうした状況ではありますが、今年度は、小学校に新入生22名を迎え、全校児童数は、8学級125名、中学校に新入生15人を迎え、全校生徒数は、4学級59人となりました。

まずは児童・生徒の安全な学習環境の確保に努め、確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことができるよう、努めてまいります。

なお、臨時休業により不足した学習時間の確保のために、今年度の夏季休業期間を、小学校は8月1日から26日まで、中学校は8月1日から23日までに、短縮いたします。

々 次に、社会教育について申し上げます。

々 小学校の休業に伴い、在宅児や小学生の居場所を提供している「子育てサポートセンター」は、感染症の拡大防止の観点から、規模の縮小や閉鎖の措置をとりました。

閉鎖中は、保護者の方の勤務の都合や、町内に預け先がないなど、日中の在宅が困難な低学年児童を対象として、小学校において子どもの居場所を確保しました。

番外
野坂町長

開設期間は、4月22日から5月15日までの平日で、合計14日間、利用児童数は最大12名で、開設期間中の平均は8名でした。

感染症の予防対策を講じ、一部利用制限を設けた上で、6月1日から図書館を開館しており、段階的に通常の体制に戻してまいります。

また、公民館活動など、多くの社会教育の取り組みにつきましては、感染症の予防対策を講じた上で、可能なものから実施してまいりたいと考えております。

社会体育については、6月に実施予定としておりましたが、親睦バレーボール大会と春夏秋冬（しき）を楽しむかわもとウォーキング夏を、やむを得ず中止といたしました。

々 々に、文化振興について申し上げます。

々 悠邑ふるさと会館は、6月1日から通常どおりの体制といたしましたが、会議や催しなどのご予約の多くは、既にキャンセルを受けております。

全日本吹奏楽コンクール全国大会の中止に伴い、県大会も中止となり、各地域の吹奏楽部の練習会場としてのご利用も、今年度はありません。

今後の自主事業を実施するにあたりましては、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」などを念頭に、改めて計画してまいりたいと考えております。

また、皆様が町内の各施設を利用される際には、定員などを守っていただき、感染症の予防対策を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

々 についで、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

今年度の生徒総数は、町外からの190名を含めた234名となっております。

また、新入生は68名と定員を下回っておりますが、全国42の中学校から入学があり、今年度も魅力の一つである、多様な地域から人が集い、学び合う環境が生まれております。

感染症の拡大に伴う対応として、4月8日に始業式、9日に入学式を、それぞれ3箇所に分散して行い、新年度がスタートしました。

その後、4月16日に発せられた緊急事態宣言を受け、20日から臨時休業となりましたが、5月14日に、島根県を含む39県が宣言の対象地域から解除されたことに伴い、25日から再開しております。

また、帰省していた県外出身生徒は、県立少年自然の家など、寮とは別の宿泊施設で、一定の健康観察期間を過ごした後、登校しています。

番外
野坂町長

々

次に、まちごと魅力化センターについて申し上げます。

現在、島根中央高校に魅力を感じ、入学してくる生徒の受け入れ環境を整備するために、建設を進めております。

感染症の拡大の影響により、資材などの納入遅れが心配されましたが、大きな支障が発生することなく工事が進んでおり、6月末には完成の予定となっております。

このたび公募を経て、生徒に良質な食事を提供する委託業者を決定し、8月からの供用開始に向けた準備を進めております。

配置予定のコーディネーターによる、生活面や成長に向けたサポートにより、この施設での生活や活動が、生徒や地域の人々双方にとって、魅力あるものとなるよう、高校と連携して取り組んでまいります。

々

次に、都市交流について申し上げます。

々

感染症の拡大の影響により、4月に予定されていましたが東京川本会の総会が延期、6月に予定されていましたが関西川本会の総会が中止とされました。

広島川本会は、10月に開催される予定であります。

引き続き、都市部に在住される本町出身者との交流・親睦を深めてまいります。

々

次に、ふるさと納税について申し上げます。

々

令和元年度のふるさと納税寄附額は、制度改正の影響もあったことから、対前年比1,890万円減の1,535万円でした。

今年度からは、一部の返礼品について、他の自治体のものと比較して同等となるように、寄付単価を見直しました。

また、寄付金を活用する事業に感染症対策に関する取り組みを追加し、その応援をお願いしているところです。

そのほか、多様な希望に応えるために、新たに2事業所に、返礼品提供者として登録していただきました。

々

次に、町税等の猶予・減免について申し上げます。

々

感染症の拡大の影響により、事業等に係る収入に相当の減少等があった場合、町税については、最長1年間の納税猶予をはじめ、減免が適用されることとなりました。

また、国民年金保険料についても、保険料の免除や納付猶予の制度が設けられました。

広報紙やホームページなどにより周知を図りながら、きめ細やかな相談・

番外 野坂町長 々	対応に努めてまいります。 今定例会に提案しました案件は、条例案件6件、予算案件3件、その他案件1件であります。 後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。
議 長 々	以上で、「町長行政報告」を終わります。 ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は10時20分より行います。 (午前10時06分)
議 長 々	会議を再開いたします。 (午前10時15分) お諮りいたします。 この際、日程第5「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の制定について」から、日程第17「報告第3号、令和元年度川本町川本町簡易水道事業特別会計予算繰越の報告について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
々	異議なしと認めます。 よって、そのように決定いたしました。
々	執行部から提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。
々	それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。
々	日程第5「議案第34号」から、日程第6「議案第35号」について説明を求めます。番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします このたびの条例改正は、町長に支給する期末手当の減額を行うものでございます。次のページをご覧ください。 附則に、町長に支給する期末手当に係る減額特例措置として、1項を加え、このたびの6月1日を基準日とする期末手当を支給しないこととするものでございます。

番外左田野
総務財政課
長

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとします。
以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第35号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例の制定について」、ご説明させていただきます。

3ページに、説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

現在の条例には、防疫等作業手当について、1日500円を超えない範囲
で支給するとの定めがありますが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る
緊急的な業務に従事する場合の特例を定めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある方に接して作業
に従事する場合は生じた際に支給する手当となります。

ただ、これらの作業は基本的には、県央保健所が対応する業務となるため、
町職員が対応する事例は限定的と考えております。

手当の額としましては、感染者等と一定程度の時間接して作業を行った場
合は、一日当たり3,000円。感染者等の身体に直接接触したり、長時間
にわたり接して作業を行った場合は、1日4,000円としております。

この金額は、人事院が定めている額を参考としております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものとします。
以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第7「議案第36号」について説明を求めます。
番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上ま
ちづくり推
進課長

それでは、「議案第36号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関
する条例の制定について」、説明いたします。

この条例は、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理について定める条
例でございます。次ページをご覧ください。

第1条では設置としまして、町内に一定期間滞在して学習、研修等を行う者へ
の支援及び地域との関わりを持つ機会を創出することにより、人材育成及び町の
活性化に資することを目的としております。

第2条では、名称及び位置。

第3条では業務として、学習、研修等の実施、地域を知り交流を促進する事業
の実施などを掲げております。

第4条では、使用の許可。

第5条では、使用の制限。

第6条では、使用権の譲渡の禁止。

第7条では、使用の取消し、を掲げております。

第8条では、使用料を定めております。

詳しくは3頁の別表をご覧ください。

毎月の寮費は消費税相当額込みの44,000円。居室短期利用は学習交流セン

番外瀬上まちづくり推進課長 ターと同様の1泊550円としております。交流談話室の使用料は1時間あたり550円としております。
2ページ目に戻ります。
第9条では使用料の還付。
第10条では、原状回復の義務。
第11条では、損害賠償について掲げております。
第12条及び第13条では、指定管理について掲げております。この施設について指定管理による管理を行う事はしておりませんが、行う場合の範囲等を掲げているものでございます。
附則としてこの条例は、公布の日から施行する事としております。
以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 次に、日程第8「議案第37号」について説明を求めます。
番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長 おはようございます。「議案第37号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

説明資料、3ページをご覧くださいませ。

1、改正の理由ですが、国民健康保険税は、応能原則による所得割と、応益原則による平等割、均等割により、算定されておりますが、応益負担の中でも、被保険者の人数に応じて、課される「均等割」は、子どもを含む、すべての被保険者が算定の対象となるため、特に、子育て世帯の負担感は、大きくなっております。

このため、本町の独自施策として、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に係る「均等割額」を、減免する支援を新たに設け、子育て世帯の経済的負担軽減を図っていくため、所要の改正を行うものであります。

2、改正の概要ですが、本条例の第22条に、減免することのできる者を、うたっております。ここに、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を加えることと致します。

また運用は、新たに定める規則をもっておこない、その規則の中に、全額を減免する、ということをも明記し、対応してまいります。

これにより、1人につき、通常の場合、現行29,000円の均等割額が、全額減免となるものであります。

以上、ご説明いたしました内容のほか、過去の法律の条ズレによる改正と、文言の修正について、併せて条例改正を行っております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程第9「議案第38号」から、日程第10「議案第39号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第38号、川本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

3ページの説明資料をお開きください。

改正理由ですが、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、町において行う事務に、新たに、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加する必要があるため、当該事務について追加するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、今回追加する事務の適用期間は、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則で定める期間としております。

参考として、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定める傷病手当金の支給内容について記載しておりますが、これは国民健康保険における傷病手当金と同様であります。

ちなみに、申請書につきましては、被保険者・事業主・医療機関それぞれが記入していただくものがあり、また、感染が疑われて労務に服することが出来なかった場合で、結果として新型コロナウイルスに感染していなかった場合でも対象となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、「議案第39号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」、説明いたします。

3ページの説明資料をご覧ください。

改正の趣旨でございますが、子ども等医療費は、現在0歳から中学校卒業まで（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）、窓口での自己負担が無料となるよう助成しておりますが、この度、子育て世帯家庭の経済的負担軽減の観点から、さらに満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象年齢を広げたく改正するものです。

内容についてでございますが、対象者を川本町内に住所を有する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡充し、施行期日を令和2年8月1日からとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

次に、日程第11「議案第40号」について説明を求めます。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

「議案第40号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ97,134千円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ4,565,755千円とするものでござい

番外左田野
総務財政課
長

ます。今回の補正予算の主なものは、職員の人事異動などに伴う職員給与費等の補正と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。

まず、28ページの資料をご覧ください。横長の物でございます。

こちらが、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した川本町の事業でございます。

総事業費で、57,619千円、交付金の対象経費で56,738千円としております。今回の事業は、大きく4つに分けております。

まず、左上から、1つ目で、地域の命を守るための、感染拡大の防止に関する事業。

下に行って、2つ目は、暮らしを支え守るための、雇用の維持と事業の継続に関する事業。

そして、上向きに右上に向かって、3つ目は、地域経済を立て直すための、経済活動の回復に関する事業。

4つ目は、感染症に強い地域経済のための、強靱な経済構造の構築に関する事業です。

それでは、まず1つ目の、感染拡大の防止に関する事業としましては、総務財政課関係で、防災活動支援事業で、避難所や公共施設の感染拡大防止対策として8,600千円。この事業費のうち、2,000千円は、前回の補正に計上させていただいております。次に、庁舎の働き方改革関係で、分散勤務推進のためのファイルサーバーのクラウド化の経費として228千円。健康福祉課関係では、遠隔診療等の支援事業で、テレビ電話を活用した遠隔診療に500千円。教育課関係では、図書館のパワーアップ事業で、書籍消毒機の導入費用に858千円。学校の分散学習支援のための、電子黒板の導入経費に1,850千円、総額12,036千円を計上しております。

2つ目の、雇用の維持と事業の継続に関する事業ですが、はじめの3事業については、後程、別紙で説明させていただきます。

その次の、公共施設の指定管理者支援で、産業振興課、教育課関係で、休業しました道の駅や、おとぎ館など指定管理者への協力金として4,200千円。産業振興課関係で、道の駅へのテイクアウトコーナー設備に1,000千円。まちづくり推進課関係で、出身者応援宅配事業として、町外に住む22歳までの川本町出身者への町産米等宅配事業に667千円。

健康福祉課関係では、障がい者支援に関する事業で、在宅生活を送る障がい者安否確認活動等の支援事業に800千円。臨時休校に伴い利用が増加する、放課後等ディサービス支援事業に81千円。経済活動の停滞により受注が減少した障がい者の、公共施設の清掃など業務拡大支援に390千円。教育課関係では、臨時休校等で負担の増えた、小中学生を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一学期分の負担を免除するための補助として、3,076千円など総額37,841,2千円を計上しております。

番外左田野
総務財政課
長

3つ目の、経済活動の回復事業としましては、まちづくり推進課関係で、公共交通応援事業として、新たな生活様式に対応したデマンド交通の促進を図る事業に5,000千円。教育課関係で、自らの学び応援事業として、臨時休校に伴う、学ぶ機会を確保するための学習塾費用の助成として1,860千円。合計6,860千円を計上しております。

4つ目の、強靱な経済構造の構築に関する事業については、国の追加補正予算等を基に、次期補正予算に計上する予定としております。

29ページをご覧ください。

これが、2つ目の雇用の維持と事業の継続に関する事業のうち、先ほど説明を飛ばした事業でございます。左側は、5月の臨時会の際に説明させていただき、予算を承認いただきました補正予算に盛り込んだ事業で、商工業者の、事業継続支援事業8,400千円、雇用持続支援事業2,732千円、新規事業支援事業1,000千円、農業者の事業継続支援事業1,650千円、和牛農家支援事業1,096千円、新規事業支援事業1,000千円で、総額15,878千円でございます。

そして、右側が今回、拡充、追加する事業で、町内消費を喚起する事業です。今回の事業では、飲食業者やタクシー事業者等の商工業者を支援する事業で、1つ目は、町内飲食店の利用促進を推進する、プレミアム食事券販売事業として5,000千円。2つ目は、停滞した消費を喚起する事業として、プレミアム商品券販売事業として4,000千円。3つ目は、町内飲食店の利用促進にもつながる、タクシーの利用促進事業として750千円。4つ目は、チラシやSNSなど様々な方法で、飲食店などのPRを行う事業として798千円。そして、事務費1,202千円を加えた、総額11,750千円を盛り込んでおります。

これらの事業によりまして、緊急時対応の段階から、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復へとつなげていきたいと思っております。

26ページにお戻りください。

給与費等の補正と交付金事業以外の主な事業について説明いたします。

総務費では、特別定額給付金事業の追加分として1,500千円。民間住宅の整備支援事業補助金として18,000千円。旧石見川本駅のトイレ洋式化や旧保線区跡地の舗装工事費などとして5,500千円。コミュニティ助成事業3自治会分として5,500千円。PCB廃棄物処理費として2,100千円を計上しております。

民生費では、福祉施設の整備補助金で、やすらぎ荘の空調改修補助として10,267千円。対象年齢拡大に伴う子ども医療費助成事業に3,015千円。国の補助を受けて行う、保育所の感染対策費として741千円を計上しております。

農林水産業費では、ドローンの購入費等への補助として2,126千円。町有林の健全化を進めるふるさと森再生事業として1,671千円。を計上しております。

番外左田野
総務財政課
長

商工費では、町出身者、地域おこし協力隊、道の駅が連携して新名物の開発・販売を行う、実践モデル事業として2,019千円を計上しております。

教育費では、ふるさと教育推進事業として1,992千円、高校を核とした新たな人づくり・人の流れプロジェクトとして2,426千円、小学校体育館照明LED化工事の増額分として1,000千円を計上しております。

25ページ 歳入の表をご覧ください。

国庫支出金としましては、特別定額給付金の追加分として1,500千円。先ほど説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の交付金として56,738千円。高校を核とした新たな人づくり・人の流れプロジェクト分の地方創生推進交付金として4,750千円。保育対策総合支援事業費補助金として741千円。

県支出金では、民間住宅の整備支援事業に対する、しまね定住推進住宅整備支援事業補助金8,360千円。ドローン導入事業に対する集落営農体制スピードアップ事業補助金2,126千円。ふるさと教育推進事業に対する、ふるさと人づくり推進事業補助金995千円。在宅障がい者安否確認等支援事業補助金800千円。放課後等ディサービス支援事業費補助金94千円。

諸収入では、3自治会のコミュニティ助成事業助成金5,500千円。関係人口の持続的な活動実践モデル事業に対する、移住・定住・交流推進支援事業助成金2,000千円。ふるさとの森再生事業補助金1,671千円を計上しております。

町債では、やすらぎ荘空調改修工事に充てる福祉施設整備事業債10,200千円。小学校体育館照明LED化工事に充てる学校教育施設等整備事業債1,000千円。

そして、繰入金では、旧川本駅の整備に充てる公共施設等総合管理基金繰入金7,000千円の取崩と、このたびの補正予算全体を通しての財源調整としまして、7,400千円の財政調整基金繰入金の減額を計上しております。27ページをご覧ください。

上段には、先ほど説明しました地方債の補正を掲げております。補正後の令和2年度の起債の限度額は594,397千円となっております。

下段には、先ほど説明しました基金の補正を反映させた、基金の状況をあげておりますが、年度末の基金残高は、総額で2,117,532千円と見込んでおります。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第12「議案第41号」について説明を求めます。
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第41号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ5,164千円を

番外櫻本健
康福祉課長

追加し、歳入歳出予算総額を499,407千円とするものです。

7ページの説明資料をご覧ください。

今回の補正予算の内容としては、人事異動に伴う人件費の組替と新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の補正です。

職員給与費等人件費につきましては、歳入の13款、一般会計繰入金に3,514千円を計上し、同額を歳出の1款、総務費に計上しております。

傷病手当金につきましては、歳入8款、県補助金に特別調整交付金として1,650千円を計上し、同額を歳出2款、保険給付費傷病手当金に計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

次に、日程第13「議案第42号」について説明を求めます。

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長

それでは、「議案第42号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,335千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,295千円とするものでございます。

予算説明資料の最後のページをお開きください。

今回の補正につきましては、4月1日付けの人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

まず、歳出におきましては、給料・職員手当・共済費の合計3,335千円の減額でございます。

次に、歳入におきましては、財源としておりました水道事業基金繰入金を歳出と同額の3,335千円を減額するものでございます。

以上、ご承認のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

次に、日程第14「議案第43号」について説明を求めます。

番外野坂町長。

番外
野坂町長

「議案第43号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」。

下記の者を、川本町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、島根県邑智郡川本町大字川本900番地。氏名、木村 ^{きむら まさあき} 正明。生年月日、昭和29年10月10日生まれ。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

続いて、日程第15「報告第1号」から、日程第16「報告第2号」について説明を求めます。番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

失礼します。「報告第1号、令和元年度川本町一般会計予算繰越(明許)の報告について」でございます。

令和元年度川本町一般会計予算繰越明許費について、地方自治法施行令の規定に基づき、報告いたします。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

令和元年度予算の内、2年度に繰り越した繰越明許費は、計算書のとおりで、翌年度の繰越額は、総務費では、地域情報化対策事業1,371千円、真ん中ほどにその金額が載っております。携帯電話等エリア整備事業88,985千円。まちごと魅力化センター整備事業27,400千円。悠邑ふるさと会館駐車場照明LED化事業1,360千円。防災倉庫整備事業15,531千円。

民生費では、プレミアム付商品券事業810千円。保育対策総合支援事業782千円。

農林水産業費では、川本町総合交流ターミナル施設管理事業3,406千円。農地耕作条件改善事業(三原2地区)4,535千円。

土木費では、道路災害対策事業33,170千円。町道中倉日向線改良事業20,750千円。町道三原古市線整備事業144,011千円。

教育費では、小学校の情報通信ネットワーク環境整備事業7,895千円。中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業6,250千円。音戯館駐車場照明LED化事業2,991千円でございます。

それぞれの事業に対する、補助金や地方債につきましては、表の通りでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

々

続きまして、「報告第2号、令和元年度川本町一般会計予算繰越(事故)の報告について」です。

令和元年度川本町一般会計予算事故繰越について、地方自治法施行令の規定に基づき、報告いたします。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

令和元年度予算の内、2年度に繰り越した事故繰越は、計算書のとおりです。繰り越した事業は、総務費のまちごと魅力化センター整備事業で、翌年度繰越額は、389,373千円でございます。財源としましては、国庫支出金191,693千円と、地方債191,600千円を、未収入特定財源として繰り越しております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

続いて、日程第17「報告第3号」について説明を求めます。
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長

それでは、「報告第3号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計予算繰越の報告について」、ご説明いたします。

この報告は、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)に

番外伊藤地域整備課長 おおいて、ご承認をいただいております繰越明許費について、令和2年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

次のページの繰越計算書お開き下さい。

施設改良事業につきまして、町道津梅地三谷線道路拡張工事に伴う水道管支障移転工事として1,013万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、財源内訳につきましては、繰越計算書に記載のとおりでございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 以上で、「議案第34号」から「報告第3号」までについて、執行部からの提案理由の説明並びに報告を終わります。

このまま続けてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

々 それでは、「議案第34号」から「報告第3号」までについての質疑を行います。

々 これより全員協議会に切り替えます。

(午前10時56分)

(全員協議会へ切り替え・・・議案第34号から報告第3号までを各議案順・報告順に全員協議会として審議・質疑)

議 長 それでは、「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。7番植田議員。

7番 植田議員 昨日の邑南町議会、同じような議案が出ておりましたが、議会の私は英断だと思えます。否決をされておりました。町長その事を踏まえて、どのようにお考えでございますか。

議 長 番外野坂町長。

番外 野坂町長 私のこの度のご提案は、前回のパンデミックから100年と言われる、この時期にですね、今のグローバル化のもとでのそこにおかれる川本町において、世界的そして全国的な影響が、この町民の生活そして事業活動に及んでいるという事を鑑みまして、その苦しい町民の皆さまの生活、この事に対して、私も痛みを分かち合うという思いが強うございます。その上で、今回ご

番外
野坂町長

提案しております新型コロナウイルス、これは国の臨時交付金、この財源を充当する事で町民の皆さまの暮らしを守り、そして経済対策、これを回復に向けて加速させていただこうと。こういう事を私の思いを踏まえて、更にこの事を実施していくという事を実現していく上で、私の思いを町民の皆さまにご理解、そして議員の皆さまにご理解いただくために、ご提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長

はい、7番植田議員。

7番
植田議員

答弁とはなっておりませんが、まず、この町長のボーナスの報酬返上、大した額じゃない。しかもそのものが使い道も決まっていない。そういうものだった、ですね。そうなるとお気持ちは分かるんですけども、外から見たときにはパフォーマンスとも取られかねられない。そして形こそ違いますが、公職選挙法で禁止されている被選挙人の寄附と内容は一つことだと私は思います。それよりもしっかりと職務に励まれて、町民生活を守る。しっかりとした予算執行をしていく。予算の有効の使い方を計画する、そういうふうに進められる方が、私は町民生活に寄り添う事になると思います。あまり感心する、しっかりと仕事した上で、しっかりとした報酬をいただく。これは私は当然だと思います。私はあまり感心いたしません。

議 長

答弁されますか。はい、番外野坂町長。

番外
野坂町長

この度のコロナウイルス感染症対策の影響、これは本町にとりましては、本町独特の行政機関そして医療機関が集積している、そういう事によりまして、飲食小売りサービス取りわけ第三次産業というの、本土側の町の中では7割という一番高い比率の町にあります。その町の皆さんが、生活なさっている皆さん、事業なさっている皆さんが本当にご苦労なさっている。これに向けて就任以降の対策という事で、国の臨時給付金に対象にならない皆さんを応援する仕組み、或いはこの度は、次の経済回復に向けた消費喚起につながる施策をしっかりと提案させていただきました。この事で、議員ご指摘のように先ず私自身の、この暮らしを守って経済対策を進めていくという事を今回の予算で精一杯提案させていただいたところでございます。なお、その上で皆さんと痛みを分かち合いたいという私の思いをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

他にありませんか。7番植田議員。

7番
植田議員

我々議員、こちら側にいる人間、議長も勿論そうですけれども、議員になって以来、先月の報酬初めて満額をいただきました。平成16年に私、議員になりましたけれども、その時には財政非常事態回避期間として、職員・執

7番
植田議員

行部・議会、それから町民全員が報酬を少なくして手数料を少なくして頑張ってきた経緯があります。そして、それが終わってから町長、特別職3人の方の報酬の引き下げがありました。それに伴いそのバランスを取るため、我々議員サイドの報酬もそれに合わせるようにカットしてまいりました。そして4年前は5%のカットとして、財源として使い道として、子育て支援、結婚支援等に使ってほしいという格好で議員の方から5%のカットを申し出て、有効な施策を打って下さいというふうにしてやって参りました。本来そういう報酬のカットとか返上というのは、財政状況が厳しい、もしくは不始末をしたそれに対する懲罰、そういうものであると思っております。そうでないカットというのは私はするべきではない。やはり正当な仕事、真つ当な仕事をして正当な報酬をいただく、これは私は当然のことだと思います。ですからそういう仕方ないときには、コロナで本当に町民がアップアップしているんだったら、執行部だけでなく職員・議会、みんなが力を合わせてカットして我慢して町民生活を守るのが我々の仕事のはずです。決して町長一人がそれをやられて町民生活が私は良くなるとは思いません。以上。

議長

他にありますか。よろしいですか。
（「はい」の声あり）
はい。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第35号、職員の特殊勤務に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（・・・・・・・・）

々

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第36号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。5番。

5番
木村議員

お尋ねします。3ページの別表の関係での使用料の関係なんですけど、ひとつは今の現状の中央高校の江風寮ですかね、現在、寮の関係の入所費等の関係を教えていただきたい。それから光熱費の関係について年間、同額の月々の使用料となっていますが、冬とか夏とかそういうふうな光熱の関係については、変動はないのか。それと今かなり外観で見て立派なのが出来ているんですけど、エアコンのサイズが大きいと小さいのがあるように見えるんですけど、そこらはどうかなど。それは光熱費も関係があるかも分かりませんが、そこらについてお尋ねしたい。以上です。2点。

議 長	番外まちづくり推進課長。
番外瀬上まちづくり推進課長	ただいまのご質問のうち、他の高校の寮費の事でございます。江風寮につきましては、月額35,000円。それから学習交流センターについては、38,500円というふうになっております。魅力化センターにつきましては、部屋の形がそれぞれ個室である事ですか、そういったところも勘案しまして40,000円の消費税相当という事で44,000円とさせていただいております。それから光熱費という事なのですが、3ページのところの第4条でございますけれども、冷暖房期間という事で、これはふるさと会館と考え方が一緒なんですけれども、この期間においては冷暖房を使われるという事で3割増しにするという事を考えております。それと室外機の話でございますが、部屋の形がそれぞれ今個室という事で一部屋3畳弱ぐらいの大きさではございます。そういったところに生徒さんが4名入られて、それを束ねる共有のスペースというところがございます。室外機はその各部屋の室外機とそれともうひとつの共有スペースのところの室外機というのがありまして、ちょっと大きさは広さの関係だと思うんですが、そういう事でちょっと大きさの変化があるという事でございます。以上です。
議 長	よろしいですか。5番木村議員。
5番木村議員	今の冷暖房の関係なんですけれども、今の交流談話室だけが？であって、通常の生徒さんが入れる場合については関係ないという事でよろしいですか。
議 長	番外まちづくり推進課長。
番外瀬上まちづくり推進課長	お見込みのとおりでございます。寮費については冷暖房は関係ございません。
議 長	他にありますか。よろしいですか。 (「はい」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
々	次に、「議案第37号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
々	質疑はありませんか。 (「・・・・」) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に、「議案第 38 号、川本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第 39 号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
7 番植田議員。

7 番
植田議員 私はこの条例 37 号も含めて賛成は賛成なんですが、やはり子育て支援と同時に中央高校支援を兼ねてるウエートが可成り高いです。ですから、どこかでしっかりとした高校支援っていう事に対する議論をして、町民の皆さんにどれだけの支援をしているのかっていう事を分かっておいていただかないと、ズルズルいった時には本当に止めどなく、際限なくやっていくような事は、私は出来ないと思っております。ですから、まず実態を町民の皆さんに知ってもらうこと。それからできれば町としてどこまでやっていくんだという線を出すこと。そういう事がもうだんだん必要な時期になってきたんだと思っております。ですから、この議会とは言えませんが、遠からずのうちにそういう議論をして、町民の方、議会の方にしっかりとした報告をしていたきたい。以上。

議 長 答弁は。はい、番外野坂町長。

番外
野坂町長 今、議員がご指摘をいただきました視点は本当に大切な事だというふうに受け止めております。今、社会変革がある中で、将来の人をどう育てていくかという事も含めてというご提案でございます。議員のご指摘のあった事を踏まえて、町として財政見通しも踏まえながら、どうあるべきかという事を改めて報告・相談させていただく機会を持ちたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長 他にありませんか。よろしいですか。
（「ありません」の声あり）
質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第 40 号、令和 2 年度川本町一般会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。
6 番石川議員。

6 番 予算説明資料の 26 ページの歳出のところですけども、民間住宅整備事業補助金という事がありますけれども、これは単身者用というふうに聞いておりますけれども、平米数とか補助金の基準というものがありましたら、お聞かせをいただきたいというふうに思います。それから一番下の教育費のところですけども、コンソーシアムマネージャーというような言葉を使っておりますけれども、これについて詳しい説明を求めたいと思います。以上、2 点お願いします。

議 長 番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上まちづくり推進課長 まず民間住宅整備支援事業費の補助についてでございます。建てられる平米数につきまして、今ちょっと手元に資料が無いのですが、補助の基準に関しましては、対象経費の 2 分の 1 以内という事が先ず 1 つございます。それから単身用についてはひとつのリビング以上とか、世帯用では 3DK 以上の規模というようなところで、補助対象にするかどうかというのがございます。ということで、補助の金額は 2 分の 1 以内というところが決まっているところでございます。それからもうひとつのコンソーシアムマネージャーという事でございますが、これについては高校の方では魅力化ビジョンという事でいろいろと取り組みをしております。その中で現在、島根県の方から新たに高校と地域でそれぞれいろいろなところで協議をしながら、高校の運営について検討をして参りましょうという事が示されております。そういう事でコンソーシアムという事で、学校と地域をつなぐ共同体というような形で物事を立ち上げて、その中で学校の運営とかいろんなところについて協議をしようという流れでございます。その事についてコンソーシアムを立ち上げる事についてのそういった手伝ってもらう人という事で、マネージャーとは書いてあるんですけども、立ち上げにあたっての中心的人物になっていただくというようなところで、そういった人物についてがコンソーシアムマネージャーというところで設置をする、という事をあげているところでございます。以上です。

議 長 はい、6 番石川議員。

6 番 住宅の補助金の事ですけども、もう一回お願いしたいと思うのですが、経費の 2 分の 1 以内と他に何かありましたか。

議 長 番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上ま
ちづくり推
進課長

このもの自体は、まず島根県の補助を充てております、という事で県の方で補助要件というのがございまして、そのものがひとつの制約になっております。ひとつについては県の方での補助金は市町村が補助する額の2分の1以内ですとか、建物検査にかかる要費用の5分の1。1戸あたり350万以内というようところがひとつございます。これも続きまして川本町の方では補助対象事業というのが決定しておりまして、件数？に対する工事費とか設計費とかいうものを対象としていて、その中の金額の2分の1以内を交付率として定めておりまして、それが今回の300万という事になっておりますので、1戸あたり600万以上の事業費が掛かるというところでございます。

議 長

よろしいですか。
（「はい？」）
はい、5番木村議員。

5番
木村議員

はい、すみません。6月5日の全協の時も説明があったと思うんですけども、28ページの創生臨時交付金の関係について、再度ちょっと教えて欲しいんですけど、防災活動支援事業の関係で避難所や公共施設への感染拡大防止対策、これの内訳。それから庁舎の働き方で、ファイバーサーバーのクラウド化（＝ファイルサーバーのクラウド化）の関係ですが、今現在、役場で2階の会議室等でやってらっしゃいますが、そういうことなのかなという事と、高齢者の関係のテレビ会議は、これは役場がされるんですか、それとも加藤病院等がされるんでしょうか。それから最後、分散学習のための電子黒板の関係ですが、これは学校内での分散教室、空き教室等の関係でという事でしょうか。詳しい説明をお願いします。

議 長

番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

私の方から最初の防災対策のところでございますが、この中味としましては、避難所とかの事を考えまして避難所の運営とか、それから避難が起こった事、そういった事を想定していろいろ準備する経費を考えております。その中ではマスクの購入費用でありますとか、防護服の購入費用、体温計の購入費用等もありますし、あとは避難所の間仕切り、ある程度分けるための間仕切り、そういった物などをいろいろ合算しまして、今回の金額を弾いているところでございます。そういったものによりまして、実際に災害等が起こった場合、また感染症が発生した場合等に対応できるような準備を進める事としております。

議 長

番外健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

テレビ電話を介した遠隔診療についてでございます。これは社会医療法人さん、加藤病院さんに対する補助という格好で支援する事としております。

議 長

番外教育課長。

番外坂根教
育課長

ご質問のうち、学校分散学習支援事業のための電子黒板の設置場所でございますが、学校において少人数で距離をとって授業を行うために特別教室等に設置をしたいというふうに考えております。以上です。

議 長

よろしい、もう1点。

5番
木村議員

タウンケーブル？分散勤務。今、2階で勤務されておりますよね、会議室を使って。その関係ですが。

議 長

左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

分散勤務と言いますか、部屋を分けての勤務は現在のところでもう終わっております。国の宣言が解除されまして、そういった状況を踏まえまして、今後も起こり得るかも知れませんが、当面の間は実務を優先するという事でやっております。このサーバーにつきましては、そういった事にどんどん対応出来るようにサーバーをきちんと整理しまして、そういった時に対応出来るようにファイルサーバーをきちんと分けるところは分ける、そういったところで使えるようにという事でございます。

議 長

よろしいですか。他にありますか。
はい、7番植田議員。

7番
植田議員

まずひとつお願いなんです、役場の資料、とかくカタカナの横文字で書いてありますが、おじさんには分かりません。何となくニュアンスでこうだろうという気ではありますが、間違っていたら意味がぜんぜん違います。出来るだけ日本語で分かり易く書いていただきたい、これはお願いです。それで質問ですが、28ページ臨時休業に伴う学ぶ機会を確保するため学習塾費用への助成とありますが、これは偏った補助になりはしませんか。誰にも等しく補助をするっていう事とは違うようになりませんか。それと次、在宅障がい者安否確認等支援事業800千円ですが、相談専門員による安否確認作業の実施とありますが、期間とそれから相談員さんの数、人数ですね。それをちょっと教えてもらわないと、あまりにも金額が大きいんじゃないかなと安否確認だけではちょっと大きいんじゃないかと思ったので、その規模ですよ、それを教えていただきたい。それと次、29ページのタクシー利用促進ですが、飲食店利用時のタクシー利用補助を補助率2分の1で、タクシー事

7番
植田議員 業者へ補助とありますが、どういう形態で出るのか。例えば私が夜、飲む方、飲^{いん}の方へ行って帰りにタクシーへ乗る。その時に町をフラフラ歩いて出て行ってタクシーに乗って降りるときに飲んでいたので半額で良いよねって言って、その半額を払って降りて、残った半額をタクシー事業者が役場に対して請求するのか、その辺の仕組みがちょっと分かりませんので、その辺を教えてください。以上、3つお願いします。

議 長 番外教育課長。

番外坂根教育課長 植田議員からのご質問のうち、自らの学び応援事業の事について申し上げます。この塾助成の関係につきましては、実は平成28年度から令和元年度まで実施していた事業でございましたけれども、これが申請件数が伸び悩んだこと、また申請者の固定化などによりまして、昨年度末をもっていったん事業を終了したものでございます。というところでございましたけれども、この度の新型コロナウイルスの影響によりまして、ご家庭での経済的負担の軽減、それから受験の時期におられる子どもさんについて、ご家庭の不安も非常に大きいというようなどころもございますので、この度、個々の学力向上支援を目的としまして、実施をさせていただくものでございます。この度、学習塾の費用につきましては、一律に上限を設けて補助率2分の1というようにさせていただきます。またご指摘のとおり、皆さんへの公平な補助にはならないのではないかとこの部分も確かにあるかなとは思いますが、学校給食の補助を同時に実施いたしますので、こちらの方は皆さんに公平に補助が出来るものというふうに考えております。

議 長 はい、櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 私の方では在宅障がい者支援確認等の支援事業部分でございます。これは実は県の補助事業2分の1の助成を受けて、残りの財源をこの公費で賄うという財源措置をしているものでございますけれども、総額160万その内の半分の80万をこの交付金に充てるという事です。期間については今年度の事業という事で、コロナの影響によって在宅での生活を強いられた方に対する見守りという事です。これについては、社会福祉法人に具体的には若葉会さんになろうかと思っておりますけれども、そこへ委託して行う委託事業になります。今の相談員さんのところの積算根拠につきましては、たいへん申し訳ございません。ちょっと今、手元の積算資料も持っておりませんので、また後ほど報告させていただきます。（「期間」の声あり）期間は今年度のところでございます。

議 長 番外産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 タクシー利用促進について、ご説明いたします。これは飲食店から自宅への乗られた場合に対象にさせていただきます。今回のコロナウイルスの影響で、飲食店、特に影響があります。飲むことに対して帰りはタクシーが必要だろうというところで、タクシー利用促進を補助いたしますので、そういった意味合いですので、飲食店から自宅というところでの利用という事を周知させていただきたいと思います。以上です。

（「いくらぐらい？」の声）タクシーで降りれる時にタクシー業者さん運転手さんに、利用表的なものを書いていただきまして、乗られた方もそれにサインをしていただきます。その利用表をまとめて補助金として町に提出して、お客さんが払われた分が2分の1、残りの2分の1を町に申請していただくという形になります。

議 長 よろしいですか。7番植田議員。

7番植田議員 まず1つずつ聞きますが、私が聞いたのは、塾に通える子に対する補助が、これが不公平になりはしませんかっていう事を聞いたんです。先ほど課長が言われてましたように、給食費を全員免除しますのでっていうのは、それは等しくなるでしょう。ただ私が聞いているのはあくまでも、その学習塾費用の助成ですが、経済的理由で行かせたくても行かせられない家庭はあるはず。そういう家庭に対しては補助の対象にならない。ある程度、子どもの好奇心、向上心もあるのでしょうか。財政的にもゆとりがある家の子ども達に対しては補助がいく。それが私は不公平ばらまきになるんじゃないですかっていう事を聞いているんです。それと健福の事業ですね。やはりちょっといくら県から半額の800千円の補助があるとはいえ、よほど内容を良いものにしないとこれも福祉会に対する、やはりばらまきに近い予算になりはしないかなという危惧をしております。あまりにも内容的に見たら良い補助率だなという気がします。よほど気を付けて良い内容の事業にして下さい。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 いただいた意見をもとに委託先とは、しっかりとそういったところの調整の協議はさせていただきたいと思っております。

議 長 番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 塾助成の事につきまして、この事業を始めたそもそもの目的としましては、そうした経済的な理由によって塾に通わせたくても通わせられないと、そういったご家庭につきましてもこういった助成を受けて学びたいお子様の意欲を支えてあげていただきたいというような思いで、制度化させていただいたものでございます。この度、コロナの関係もございませけれども、保護者の

番外坂根教育課長 皆さまに丁寧にごういった事業の在り方を説明させていただいて、是非とも広く使っていただけるように周知の方をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 はい、7番植田議員。

7番植田議員 周知するのは当然なんですけど、前回やった時に増えなかった原因は何故か、という事はやはり経済的な問題なんです。それをまた敢えてこうやって経済的に苦しい子どもはその恩恵を被れない。私は、これが不公平じゃないかって聞いているんです。町民には補助金を出す場合、等しく公平に使うべきだと思います。これが私は公平ではないような気がしますが、この辺、町長どういうお考えですか。

議 長 番外野坂町長。

番外野坂町長 ご指摘のところはですね、町の財政を投入した場合に公平性の観点という視点と、更にいろいろな事業を伸ばしていくという観点、そちらも両方兼ねあえて政策を組み立てております。この段階の施策をこれは投入する場合に、いろんな施策があって、これは国の特別交付金そういったものも全ての方にいき渡る。或いは児童手当の受給対象のところを全ての人に対していき渡ると、そういう制度もあります。この施策については勿論その施策を意識しながらではありますけれども、これまで過去に実施してきた経過がある中で、なお利用したくても利用出来なかった人に対して、助成制度を設ける事で、更にそちらの方に向かっていただくと。なお、今回はコロナの関係でいわゆる休業もあり、保護者の方はまた学習の遅れとか将来の事をご心配であります。そういった場合に、この制度を少しでも利用していただけて、保護者の方も生徒の皆さんも将来に向かっていただける、そういう可能性がある事業として改めて提案するものでございます。その観点を踏まえて運用して参りたいと思います。ご理解をよろしく願いいたします。

議 長 他にありますか。5番木村議員。

5番木村議員 29ページの町内消費喚起の関係で、飲食店等PRの関係なんですけど、商工会の補助という事があるんですけども、この施策はたいへん良いと思うんですけど、その懸賞等の関係についてどのように役場の方から企画書とか、そういうものは出ているんでしょうか。それからどのような効果を狙っていらっしゃるのか、という事をお聞きします。

議 長 番外産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 飲食店等のPRでございますが、実施する内容を現時点でほぼ概ね決めておまして、一番は飲食店を含め商店ですね、商店街紹介の動画を作ったりとか、それからスマホのLINEを使って商店街の新しい日々、新しい情報を町民の皆さん、町外もですがPRして活用していただくというところ。それからあわせて動画を作って先ほど言いました動画、これもタレント等を使って魅力或るPR動画を使ってYouTube、それから町のケーブルテレビ等に載せてPRを図っていきたいというふうに思っております。補助金という事になっておりますが、企画書的という実際にやる事業も商工会の方と調整をして大体のところは決まっております。

議長 はい、5番木村議員。

5番木村議員 要望なんですけど、現在、美郷の方でLINEの関係でそれなりに会員に自動的に配信されたり、それからマスコミによるとPR動画を邑南町で作られたと、様々な事があります。是非そういう事で町内でなくて町外の方へ発信して、町外から川本町内へ循環するような施策に捉えていただきたい。単に川本町内の町民だけがという訳ではなくて、外貨を稼ぐような事を希望して終わります。

議長 他にありませんか。1番香取議員。

1番香取議員 私の方から2点、伺いたい事があります。28ページの図の部分なんですけれども、1点目は下のⅡ番のところに出身者応援宅配事業で、町外に住む川本町出身者にお米などを送られる事業という事なんですけど、これは町内出身の町外に住んでいる若い方で困窮している方の支援という面と、まちづくり推進課がやっておられるという事で移住定住とか、関係人口の維持などの側面もあると思うんですけれども、その移住定住や関係人口の關係に繋がる工夫を何か考えておられれば、教えていただきたいというのが1点です。2点目については、在宅障がい者の安否確認等の關係なんですけれども、私はこれは積極的に進めていただきたいと思っていて、今、障がい者の方で在宅の方で不安定になっている方もおられるので、どんどんやっていただきたいと思うんですけれども、障がい者と同様に高齢の方でもデーサービス等が利用出来ずに在宅で居られる方がいると思うんですけれども、今回、高齢者と障がい者がある中で、障がい者だけに限った理由なんかがあれば教えていただければと思います。以上です。

議長 番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上まちづくり推 最初の質問の出身者の応援宅配事業でございます。これにつきましては、まずもって帰省などを控えて自粛生活を続けておられる町外に在住する町出

進課長 身者という事で、その方々に主に町内産のお米というのを考えております。町内産お米については学校が休校になった事もあって、給食が停止しておりました。そういう事もありましたので、そういった支援にもなればという事もあるわけなんです、そういった町内の物をお送りする事で応援もしますし、また川本町への愛着も感じていただきたいという事で、お配りする時には先ほど議員も仰ったような愛着に関わるUIターンに繋がるような、そういったパンフレットですとか、そういう呼び込みも繋がるものも一緒に同封して是非、卒業される時には考えていただきたいなというような感じの思いも込めて、これについては行いたいなというふうに思っております。以上です。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 在宅障がい者の安否確認の事でございますけれども、これは新型コロナウイルスに伴って新たにそういった在宅で過ごされる方の安否確認を今、委託という事でそういった社会福祉法人さんの方へ委託をしてお願いをしているところですが、そういった新たに業務の発生する事があるという事で、そういう部分で委託費のところに計上してあります。もう一方の高齢者の方ですね、これについてはうちは包括支援センターがございまして。その包括支援センターの方で訪問が出来ない場合は電話等、そういった事によって対応させていただいているところでございます。以上でございます。

議 長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)
はい。他にありませんか。
4番本山議員。

4番本山議員 先ほど木村議員がお聞きになりました防災活動支援事業でございますけれども、先ほどのお答えでは何か私はすごく心配が募るのでございます。昨年、一昨年の西日本豪雨災害を受けた後でございますので、避難所、公共施設への感染予防対策というのは、勿論、今回の予算で付ける訳でございますけれども、それ以前にですね、もう少し対策を考えておかなければいけない事業ではなかったかなというふうな感じは致します。その辺の考え方というのは今から準備をされて、もう梅雨に入った時季でございますので、今から準備を進めるという事でございましょうか。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野総務財政課長 ご質問の点でございますが、この度、補正予算を入れておりますが、前回の5月の補正の時にも200万ほどの補正をさせていただいております。こ

長 の度、買い足す方は間仕切りだとかっていう事で、コロナに対応する事でより増やす部分を中心でございます。先ほど言われましたように避難所の対策でありますとかっていう事につきましては、30年7月の豪雨を受けまして、いろいろな検証もさせていただいたところでございます。それと今回の感染予防の両面を見据えまして、前回の反省も踏まえて昨日もちょっと弓市の自治会長様方とお話の機会を設けたんですが、例えば避難場所、弓市地区にしては箇所数を増やして、それによりまして人々の分散をはかる。またそれによりまして、一定程度の配慮のいる方はそういったスペースが取れるような事を動じ並行で進めております。これについてはそこにお金が掛かる事ではございませんので、それについてはやっております。今回の計上させていただいたものにつきましても発注等もして、出来るだけ早く納入が出来るような準備も整えているところでございまして、先ずはこの梅雨末期のものに間に合うように、また今後、台風シーズンもありますので、そういった事も見据えながらきちんとした体制をとっていきたいというふうに思っております。

議 長 はい、4番本山議員。

4番 本山議員 先日、谷自治会長と私、話をしたんですけども未だぜんぜんそういう水防ですね、防災対策の事に関しまして未だ話はないというような事を聞いたんですけども、特にあぁいう前回浸かった場所の自治会というのは大変ナーバスになっておると思うんですよ。ですからそういうところの自治会、弓市も確かにそうですけれども、あぁいう自治会はもう少し早めな情報というものをに入れていただかないと、なかなか町に対しての信頼感と言いますか、そういうものがなかなか出てこない。もうちょっと町を信頼して準備がきちんとしていて、安心感をもう少し与えてもらいたいと、そういう気持ちがいっぱいでございます。どうかそこの辺よろしく願います。

議 長 はい、番外左田野総務財政課長。

番外左田野 総務財政課長 ご指摘ありがとうございます。今いただいた意見等を踏まえまして、きちんと対応をしていきたいと思っております。よろしく願います。

議 長 他にありませんか。はい、6番石川議員。

6番 石川議員 29ページで2点ほど、お聞きします。まず左の下の和牛農家支援のところですけども、皆さんご存知のとおりですね、コロナの影響で焼き肉店に行かない。また友達同士、家族でも焼き肉パーティーなどは極力控えているという状態で、枝肉相場が、キロ25,000円のところが、17,000

6番
石川議員 円と8,000円下がっています。ということは400キロの牛でしたら4×8=32万の金額が浮いていると。下がっていると言う事になります。これが10月、11月ぐらいまでに終息したら良いわけですがけれども、とてもそういう状況にはありません。それでこの農家支援、繁殖牛農家、川本には11戸ありますけれども、今回だけに終わらせる事なく、ちょっと長いスパンで支援をしていくという事を頭においていただきたいというふうに要望しておきます。それから右のプレミアム食事券販売のところですがけれども、私も9月ぐらいになったらちょっと祝い事も含めて旅館でやりたいなど思っているんですが、これはお酒も含めてという意味で良いんですね。それをちょっとお聞かせ下さい。

議 長 番外産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 食事券ですか。これは飲食店で例えば通常の食事ですとか宴会など、それからスナックですとかそういったところもお酒も含めて全て。すみません商品券は10,000円買われると12,000円分の商品券がついています。すみません食事券は50%で4,000円で6,000円分の食事券です。すみませんプレミアム商品券と勘違いしておりました。申し訳ありません。それと先ほど指摘された和牛農家支援の件ですが、これも農協の広報等を見ますと2ヶ月で10万ぐらい子牛の価格が落ちております。そういった事で繁殖和牛農家に多大な影響が今後及ぼされるんだろうなと思っております。12月までのところで支援の対象としておりますが、状況を見まして適切な支援策を打っていきたいと思います。

議 長 他にありませんか。はい、5番木村議員。

5番
木村議員 今、石川議員の関係で再度もう一度確認、教えてほしいんですけど。①番のプレミアム食事券の販売とプレミアム商品券販売の割増率50%、20%の関係、再度もう一度ご説明お願いします。

議 長 番外産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 たいへんすみません。①と②を混同しておりましたたいへん申し訳ありません。プレミアム食事券につきましては、50%増しということで、4,000円をお出しになって6,000円分の食事券が買えるという内容です。50%増し。それからプレミアム商品券の方につきましては、10,000円お支払いになって、これは商品券を買われる時に、10,000円で12,000円分の商品券が購入出来るという事。20%増しという事になっております。

議 長 はい、5 番木村議員。

5 番
木村議員 それは1 世帯にとか1 町民、一人とか、そういう制約等の関係について教えて下さい。

議 長 番外産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 予算要求上は、今、川本1， 5 0 0 世帯ぐらいあるんですが、1， 0 0 0 世帯程度には行きわたるように、1 世帯2 0， 0 0 0 円、2 セットですね。そういうレベルで配布と言いますか買っていただければというふうに考えております。なるべく偏らないように地区を分けて販売するとか、そういう事もやっています。

議 長 はい、5 番木村議員。

5 番
木村議員 確認ですが、1 世帯ですね。それとこれはやはり町内消費喚起なんで、町内ののだと思いますが、外貨稼ぐとして他町村の人は購入は不可ですね。お願いします。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 今回の食事券それから商品券もですね、どちらかというところ今までの商品券のように消費者を支援するという側面よりも、お金を使っていたら、事業者の方に最終的にはお金がいくというのが、今回の対策の根本だろうというふうに考えております。いうわけで、町外の方でも使っていただきたいところなんですけど、数に限りがございますので、まずは町内の方、優先にという事で状況を見て検討したいと思いますが、例えば町内の事業者にお勤めになっておられる方ですとか、そういった方もちょっと枚数によって分かりませんが、そういう対応になろうかと思えます。

議 長 他にありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第4 1 号、令和2 年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

- 議 長 次に、「議案第42号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第43号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 続いて、「報告第1号、令和元年度川本町一般会計予算繰越(明許)の報告について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。よろしいですか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 続いて、「報告第2号、令和元年度川本町一般会計予算繰越(事故)の報告について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 続いて、「報告第3号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計予算繰越の報告について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 以上をもって全体審議、質疑を終了いたします。
- 々 これより、会議を再開します。 (午前11時51分)
- 々 それでは、日程第5「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及

議 長 び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。

々 「議案第34号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

々 挙手「同数」であります。4人だったでしょ。挙手「同数」ですね。

々 それでは、議長裁決を行います。私は「賛成」の方に挙手をいたします。

々 よって、「賛成多数」で、「可決」されました。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

々 午後からは、全員協議会を行います。13時00分より全員協議会を開催いたします。

（午前11時52分）

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員